

大村市教科用図書採択協議会規約

(設置)

第1条 大村市教育委員会の所管に属する小・中学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択について調査・審議し、その適正を期するため、大村市教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び若干名の委員で組織する。

2 会長は、大村市教育委員会教育長をもって充てる。

3 委員は、大村市の学識経験者、校長会代表、教頭会代表、市民代表、保護者代表、大村市教育委員会事務局職員などから会長が任命する。

4 会長及び委員の任期は、毎年度協議会開始日から8月31日までとする。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、会長及び委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、審議をすることができない。

3 本協議会は、採択替えがなく採択協議会の必要がない場合には、会議を省略することができる。

(選定委員会)

第4条 協議会に、教科書採択の調査選定を行うため、大村市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」）を置くことができる。

2 選定委員会の委員には、校長等教育に関し専門的知識と識見を有する者を会長が任命する。

3 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、選定委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 教科書採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

6 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

7 選定委員会は、選定委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、調査選定をすることができない。

8 委員長は、調査員の報告をもとに選定委員会で調査選定した事項を、採択協議会に報告しなければならない。

9 選定委員は、当該事項を終了したときは、解任されるものとする。

(調査員)

第5条 採択協議会に、教科書の調査研究を行うため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教諭等教育に関し専門的知識を有する者の中から教科ごとに、会長が任命する。

3 調査員は、教科書の調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告しなければならない。

4 調査員は、当該事項を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 採択協議会の庶務は、大村市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるものを除くほか、採択協議会の運営について必要な事項は会長が採択協議会に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成22年5月17日から施行する。

2 選定委員会の設置後最初に開かれる選定委員会の会議は、第4条第6項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附則

この規約は、平成29年5月17日から施行する。

附則

この規約は、令和2年5月27日から施行する。